

紵糸二匹 黒緑花一匹 深青素二匹

羅二匹 黒緑一匹 青素一匹

白襪糸布十匹

成化十四年（一四七八）七月初九日

注（一）套 ひとそろい。一組。

1-01-25

皇帝より国王尚真へ、二年一貢の遵守を命ずる勅諭

（二四八〇、四、二一）

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。

王の奏を得たるに、祖父より以来、朝廷に忠順にして不時に朝貢す。後、其の人に非ざるを差^{わか}わして、憲章を犯すに罹^あうに因り、遂に二年一貢の命有り。意^{おも}以^もえらくは冗費を裁省せん、と。今、

使臣を選差し按年朝貢するを欲す、等の因あり。事、該部に下す。議得^{ぎとく}するに、二年一貢は専ら差来の人、人を擾^{さわ}がし法に違^{ちが}う為にして、冗費を裁省する為に非ず。先年巡撫等の官累^{しき}りに奏すらく、王国の使臣は、貢する所の方物を將て、指して中国内外^{ちゆうごく}の官員に饋送^{きんそう}するを以て、名づけて花銷^{かしょう}と為し、入己^{にっし}して中国を点汚^{てんご}す。又、福建懷安県地方に在りて殺人放火し、居民の財物を強劫^{きやうきやく}す。又、長史蔡璜^{さいけい}等、私^{ひそ}かに蟒竜の衣服を造る。多端の違法、俱に顯

跡有り、と。朝廷此れに因りて定めて二年一貢の例と為す。豈に冗費を裁省する為ならんや。此の例、既に定むればまた紛更し難し。勅至らば、王宜しく旧に照らして、二年一貢、其の在船人数、並びに正貢の附搭^{つた}の方物、与^おび使臣の夾帶^{さくたい}は違法なるとを遵守すべし、等の因あり。俱に前の勅^{さき}に載すれば今再びは及ばず。茲に勅して使臣馬怡世^{ばいせい}に付して齎^き回し省諭せしむ。王其れ之^{その}を審^まらかにせよ。故に諭す。

広運

成化十六年（一四八〇）四月二十一日

之宝

注（一）王の奏 『明実録』成化十六年（一四八〇）四月辛酉の条に

関連の記事があり、尚真の奏の引用のほか、これがゆるされなかつたいきさつがある。

（二）議得 会議したところ、の意。会議して討論した結果を述べる時に用いる語。「用語解説」参照。

（三）巡撫 巡撫は總督と並ぶ明・清時代の地方長官。明初は定制でなく、京官が必要に応じて地方を巡察していたが、宣徳年間以後、地方政治を統轄する常駐の長官に漸次変つていった。明代の福建における巡撫の制については『明督撫年表』巻四「福建」の前文を参照。

（四）内外の官員 京と地方と双方の役人。

（五）饋送 つけとどけをする。

（六）花銷 売買の仲立ちをする者に与える手数料。また、費用、

経費の意味もある。

- (7) 入己 公金を私腹に入れること。
- (8) 福建懷安県：強劫す (一〇一一二) (一一二二二) 参照。
- (9) 蔡璟等：蟒竜の衣服を造る (一〇一一七) 参照。
- (10) 馬怡世 不詳。(二七一―一九)によれば王舅。首里馬氏の出身か。

1-01-26

皇帝より国王尚真へ、派遣の人員に違法の行爲のないよう人選に留意を求める勅諭(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。

近ごろ、王、使臣梁^①応を遣わし進貢して京に至らしむ。誠意を備悉し、礼を以て無して還^②すを除くの外、然るに、事有り、王に与えて言わん。曰者、海外の諸国、並びに西域の番王等の差来せる人員、往往にして沿途に多く船馬を討^③め、貨物を夾帶し、私塩を装載し、人口を収買し、飲酒撒^④潑し、馱^⑤通を騷擾し、違^⑥うの事、一端に止^⑦まるのみに非ず。各々該巡撫・巡按^⑧・守土^⑨等の官、屢々章もて陳奏すらく、国法に依りて之を治せんと欲するも、念^⑩うに遠人に係わる。法を以て之を治せざらんと欲すれば則ち中国の人、其の害を被る、等の因あり。朕^⑪惟^⑫うに、已往は必ずしも追究せざるも、将来は猶お開諭す可し。今後、王の人を差^⑬わして来貢せしむるに、須らく大体を曉知し、礼法を遵守する通事の番人、起^⑭毎

に一、二名を選択するを要すべし。夷^⑮伴を量りて厳しく戒飭を加え、往回^⑯に小心し分に安じ、前項の非^⑰為を作^⑱さしむる母く、以て奉使の礼を尽くし、以て納^⑲款の忱^⑳を伸ぶれば、王の国の人、以て保全を得、朕の中国の守臣等、煩擾を免るるを得て、彼此^㉑兩つながら有益たるに庶^㉒からん。王、其れ朕の至懷を体せよ。故に諭す。

広運

成化十八年(一四八二)五月初六日

之宝

注 (1) 梁^① 応 「明実録」成化十八年三月辛巳の条に入貢の記述がある。

(2) 撒^② 潑 乱暴する。

(3) 巡^③ 按 巡按御史。各省に地方行政の監査のために派遣される監察御史。

(4) 守^④ 土 地方官。

(5) 起^⑤ 組、群になったものをかぞえる数詞。

(6) 夷^⑥ 伴 夷人の人伴。ここでは琉球側の人伴。

(7) 小^⑦ 心 留意する。

(8) 納^⑧ 款 外国や異民族が友好を申し入れること。

1-01-27

皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭

(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。